

岸市広第 70 号
平成 29 年 8 月 4 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

岸和田市長 信貴 芳則

2017 年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平成 29 年 6 月 28 日付で提出のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答します。

記

統一要望項目

1. 子ども施策・貧困対策について

- ①就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金の前倒し支給(2月3月中)とするとともに、その他の支給についても早くすること。

【教育総務課】

(回答)

就学援助の適用条件は本市の財政状況を鑑み、例年通り、前年度生活保護基準の 1.1 倍とし、同居の家族全員の所得を合算して認否決定をしております。

入学準備金の前倒し支給については、各市の動向を見て検討してまいります。また、支給については、受付、所得確認、認否決定、援助額算定等の事務処理につきましては、大幅に早くすることは困難ですが、平成 27 年度から 1 カ月前倒ししております。

- ②大阪府及び各市の「子どもの生活実態調査」結果・分析に鑑み、朝食支援、休日の食事支援に自治体として本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫として無料とし、さらに子どもの食をささえるものに値する内容とすること。

【生活福祉課・学校給食課】

(回答)

大阪府及び各市の「子どもの生活実態調査」結果・分析を鑑み、朝食支援、休日の食事支援について、調査・研究したいと考えています。

また、児童生徒の健やかな成長のために栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、望ましい食習慣の育成など、教育の一環としての役割を十分に認識し、献立作成を行い、食育の推進、安全で安心できる食材の選定を行い、日々給食を実施しています。

なお、学校給食の食材費については、保護者の負担を求めます。

- ③学習支援・無料塾については教育委員会、生活困窮者自立支援担当課、ひとり親施策担当課等が横断的に取り組むこと。

【生活福祉課・子育て給付課・学校教育課】

(回答)

学校教育課では、放課後や長期休業期間中に、教員をめざす学生や退職教員等の放課後学習アドバイザーを市内各小学校に派遣し、児童への学習支援を通して学習習慣の定着や学習意欲の向上、自ら学ぶ力の育成を図っております。また、この取組みを通して、家庭では学習しづらい児童の居場所づくりにもつなげています。

また、生活福祉課を核として平成24年度より学習支援事業を開始し、現在は、高校進学のための学習支援と居場所づくり・養育支援としての学習支援の2種類の学習支援事業を行っています。この事業を行うに当たっては、生活福祉課、子育て給付課、学校教育課で協力しながら実施していますが、今後とも連携を図りながら取り組んでまいります。

④ワクチン製造メーカーの事情によりここ数年、麻しん・風しん混合ワクチンや日本脳炎ワクチン、インフルエンザワクチン不足が医療機関より報告があがっている。よって、定期接種の対象者が定期接種期間中に接種できない場合、定期接種の対象とするように特別措置をとれないか検討すること。国または自治体による麻しん・風しん混合ワクチン接種などの延長がされた場合、健康被害など事故が起きた場合の補償をすること。大阪府へ接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを含めた指導を行うこと。ワクチンの安定供給に一層の尽力をいただくこと。

【健康推進課】

(回答)

現在のところ、本市において、定期接種期間中に接種できないといった問題はおこっておりません。今後もそのようなことがおこらないように、国・大阪府・医療機関・ワクチン製造メーカーから情報収集をおこなうとともに、国・大阪府へ要望してまいります。また、健康被害などの事故が起きた場合については、国で定められた範囲の補償を行ってまいります。ワクチンの安定供給にむけて、国・大阪府の指導のもと、医療機関にご協力いただけるように依頼をしてまいります。

2. 大阪府福祉医療費助成制度について

①大阪府に対して福祉医療費助成制度の一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行なわないこと求めること。

【障害者支援課・子育て給付課】

(回答)

ひとり親家庭医療及び子ども医療について、大阪府福祉医療費助成制度見直しによる負担金の増はありませんが、障がい者及び老人医療制度については、大阪府の制度に準じて市の制度も見直しを実施することになります。

②現行制度を存続し、一部負担金については全国自治体レベルの「無料制度」とすること。

【障害者支援課・子育て給付課】

(回答)

一部負担金については、大阪府の福祉医療制度に準じていますので、現状では撤廃することは困難です

③子どもの医療費助成については年齢を18歳までとすること。

【子育て給付課】

(回答)

子ども医療費助成制度につきましては、平成25年度から所得制限を撤廃し、対象児童も外来、入院ともに拡充をしてまいりました。

平成29年度の時点で対象児童は外来、入院とも中学校卒業年度末までとなっています。対象年齢の18歳までの拡充につきましては、本市の財政状況から市単独での実現は困難と考えており、今後も国や大阪府に対して制度の充実に向け要望してまいります。

3. 健診について

特定健診・がん検診については、来年度以降、「保険者努力支援制度」交付金との関係で非常に重要となる。全国の受診率と比べ大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。

【健康推進課・健康保険課】

(回答)

がん検診の受診率については、毎年分析・評価を行い、受診率の向上を目指して、広報や新聞折り込みちらしでの周知、受診勧奨の個別通知、保健センターで土・日曜日に健診を実施するなど、受診しやすい環境整備に努めております。今後とも受診率向上を目指して、その有効な取り組みについて検討してまいります。

また、本市の特定健診受診率は、全国的にも低い水準にあることから、毎年、評価分析を行うとともに、市内医療機関のご協力も得ながら、受診啓発等の改善を重ねているところでございます。今後とも受診率向上を目指して、より一層、有効な取り組みの研究と改善を進めてまいります。

4. 介護保険、高齢者施策について

①利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

【介護保険課】

(回答)

総合事業の内容としましては、訪問型サービス、通所型サービスともに、現行相当のサービスと緩和型のサービスがあります。いずれのサービスを利用するかは、適切なケアマネジメントに基づき必要なサービスを選択していただくこととなります。

また、認定申請につきましては、新規申請の方は原則、認定申請をしていただき、更新申請の方は、本人の状況や必要なサービスに基づき、基本チェックリストも活用していただいております。

②介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、総合事業の訪問型・通所型サービスの単価については、従来額を保障し、「出来高制」等による自治体独自の切り下げを行わないこと。

【介護保険課】

(回答)

サービスの報酬につきましては、現行相当サービスは国が定めたサービスコード表の1回単価を、緩和型サービスについては、現行相当サービスの8割の単価を設定しております。

- ③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけるとともに、2割負担者について自治体独自の軽減措置を行うこと。

【介護保険課】

(回答)

利用者負担割合については、法に則っていかざるを得ないと考えておりますが、利用料の減免については、低所得者の方に対し、社会福祉法人による利用者負担軽減を実施しています。国に対して国庫負担による軽減措置がなされるよう引き続き要望してまいります。

- ④介護保険料について、低所得者に対する公費による軽減措置の実施を国に働きかけるとともに自治体独自で第1～第3所得段階の保険料の軽減を実施すること。年収150万以下の人の介護保険料を免除する独自減免制度を作ること。

【介護保険課】

(回答)

低所得者に対する公費による軽減措置については、引き続き国に要望してまいります。市独自の保険料減免制度につきましては、平成16年度から実施しており、平成27年度に収入要件を、世帯の年間収入額一人世帯の場合で120万円に引き上げ、制度の拡充を図りました。

- ⑤いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。

【介護保険課】

(回答)

自立支援の促進については、単に介護サービスから卒業することが目的ではなく、自分らしい生活が継続できるよう、専門職間で話し合い、ケアマネジメントの一助にさせていただくことを目的に仕組みを考えてまいります。

- ⑥第7期介護保険事業計画の検討にあたっては、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」等は盛り込まず、必要な介護サービスが受けられる計画とすること。また、介護保険料については公費投入によって引き下げをはかる計画とすること。なお、国に対し「評価指標に基づく財政的インセンティブ」(ディスインセンティブを含む)については実施しないよう求めること。

【介護保険課】

(回答)

第7期介護保険事業計画の策定にあたっては、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」や「在宅介護実態アンケート結果」などを踏まえて、必要なサービスの内容や量を推計し、検討してまいります。また、介護保険料の公費投入については、引き続き国に要望してまいります。

インセンティブについては、国の動向を注視してまいります。

- ⑦高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

【福祉政策課】

(回答)

熱中症対策は、自助努力による予防が効果的でありますので、社会福祉協議会、小地域ネットワーク、介護事業者及び老人クラブなどの地域活動団体を通じ、熱中症の理解と予防を目的とした声かけやリーフレットの配布を行うなど、普及啓発に努めてまいります。

なお、クーラー導入費用や電気料金に対する補助は、現下の厳しい財政状況では困難です。

5. 障害者施策について

- ①40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日)を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

【障害者支援課】

(回答)

介護保険にないサービスについては、継続して障害福祉サービスの支給決定を行っています。また、一律に介護保険サービスを優先するのではなく、個々の障害特性に応じて障害福祉サービス利用を検討し、支給決定を行っています。

今後も国の趣旨を踏まえて、必要な方に必要な支援を行うよう努めてまいります。

②前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。

【障害者支援課】

(回答)

介護保険優先の旨を説明しつつ、個々の状況に応じ、納得して介護保険の利用申請をしていただけるよう努めてまいります。

③障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【障害者支援課】

(回答)

障害者の65歳年齢到達に係る介護保険サービス利用について、市独自の無料化は困難ではありますが、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、平成30年4月から65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用されてきた低所得の高齢障害者に対しては、介護保険サービスの利用者負担額を軽減できる仕組みが設けられる予定です。

④障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合の総合事業における実施にあつては、障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【介護保険課】

(回答)

総合事業のサービス利用にあつては、対象者の方の状況に応じた適切なケアマネジメントに基づき、ご利用いただくこととなります。

⑤2017年4月診療分より見直される重度障害者医療費助成制度において、一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行なわないこと。

【障害者支援課】

(回答)

2018年4月診療分より大阪府福祉医療費助成制度の見直しが行われることに準じ、本市も重度障害者医療制度の見直しを実施することになります。

6. 生活保護に関して

- ①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。

【生活福祉課】

(回答)

生活保護の実施体制を整えるには、「標準数」に基づく正規職員の配置は必要と認識しています。市財政の問題もありますが、今後も引き続き有資格で経験や専門性を重視した人事配置を検討していきます。

ケースワーカーの研修を重視しており、年間通して、研修を実施しており、法令遵守に努めております。

窓口で申請者に対しては懇切丁寧な対応が必要であり、人権無視の言動は行なってはならないと考えています。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は申請を受理しております。

- ②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにする。 「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。 (懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【生活福祉課】

(回答)

岸和田市においても「生活保護のしおり」を作成し、生活保護の権利義務についてお知らせしています。生活保護制度についてわかりやすいものにしていくために、今後も引き続き適宜見直しは必要と考えております。

生活保護の申請にあたっては、申請者が落ち着いて事情を話すことができ、生活保護について十分に説明を受けることが必要と考えています。本市ではプライバシーを守れる面接室において、面接担当員が懇切丁寧に対応し、申請の意思のある方にはまず申請書を交付、受理した上で事情をお聞きするようにしています。

- ③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事のを確保すること。

【生活福祉課】

(回答)

就労指導について、要保護者の年齢や医学的な面からの評価だけでなく、資格、生活歴、職歴、家族の状況等の個別状況と雇用状況等を総合的に判断して行います。

仕事のを確保については、生活保護制度の枠組みでなく、雇用施策で対応すべきであると考えております。

また、地域の雇用情勢の厳しい中、国の責任で雇用施策の充実を図るべきと考えます。

- ④国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。

当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。

また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保証すること。

【生活福祉課】

(回答)

生活保護法の医療扶助運営要領には、「医療扶助による診療の給付は、医療券を発行して行うものとする。」と規定されています。医療券方式から改め、医療証方式を採用するよう、国に要望します。

- ⑤警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【生活福祉課】

(回答)

警察OBは、暴力団関係者や行政対象暴力等に対する警察との連携・協力を構築するために配置しております。警察OBは、日常、相談業務等の窓口対応はしていませんが、窓口での不当要求や暴行、威迫等の言動等がみられたときに、CWと同席で対応を行ったりする等CWの支援を行なっております。

- ⑥生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【生活福祉課】

(回答)

生活保護基準は、社会保障審議会生活保護基準部会報告書を基に近年の家賃、物価の動向等も踏まえてこれまでの生活保護基準（旧基準）が見直されたものです。これらの保護基準は国（厚生労働大臣）が定めるものであり、市として、生活保護基準を元に戻すことはできません。

大阪府内の各自治体（指定都市・中核市を除く）の住宅扶助については、大阪府知事が公営住宅の家賃の額等を参考に、厚生労働大臣の承認を得ています。

住宅扶助について、被保護者の自立助長の観点を十分に踏まえ、厚生労働省通知に基づいて、経過措置または特別基準の適用について検討されるべきものと認識しております。このため、訪問等により世帯の生活実態を把握した上で、世帯の意思や生活状況を十分考慮し、慎重に判断しています。

- ⑦資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。

【生活福祉課】

(回答)

実施要領の規定にもとづいて、被保護者に十分に説明の上、資産申告書の提出を求めています。

また、預貯金等が保護費のやり繰りによって生じたものであると確認されたときは、当該預貯金等の使用目的を被保護者にお聞きしたうえで、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合には、活用すべき資産に当たらないものとして保有を認めることがあります。